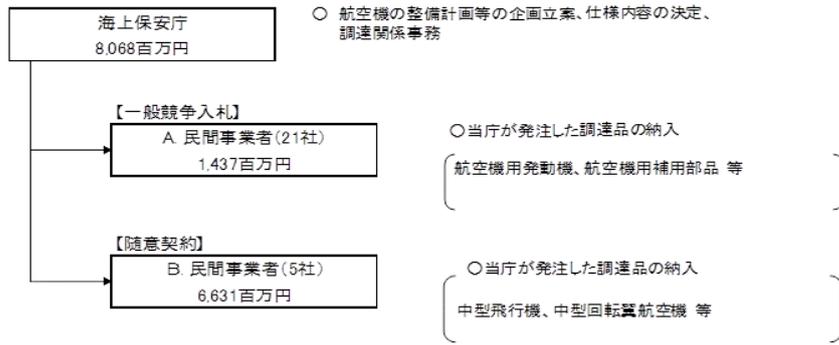


事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、航空機の計画的な整備により、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>平成18年から緊急かつ計画的に老朽航空機の代替整備を行ってきているが、整備対象数33機のうち3機が予算措置未了である。このため、今後とも中型ヘリコプターの代替整備を推進する。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 事業の実施に当っては、他機関との情報の共有等の連携を行うこと等を通じて、コスト削減に努めていくとともに、整備が確実かつ計画的に進められるよう、財政上の制約も踏まえ、引き続き重点化を図り整備を進めている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23-494



○ 航空機の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、調達関係事務

○ 当庁が発注した調達品の納入
(航空機用発動機、航空機用補用部品 等)

○ 当庁が発注した調達品の納入
(中型飛行機、中型回転翼航空機 等)

【随意契約】

航空機の代替整備においては、当庁に求められる新たな業務へ対応するため平成18年度から機種の一斉による維持経費の低コスト化、ランニングコストの削減などを念頭に複数のメーカーからの提案を検討し、機種を選定を行っており、調達においては、仕様内容に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれるため、会計法、予算決算及び会計令により随意契約を行っている。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規程にかかわらず政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
- 1, 500万円以上(2, 000万円以上の場合は総合評価方式)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

A. 三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	582			
計		582	計		0
B. 三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機3機買入	3,705			
計		3,705	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(21社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	582	1	99.7
2	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	230	1	99.9
3	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	142	1	100
4	池上通信機株式会社	航空機用部品の購入	95	1	99.7
5	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品の購入	92	1	82
6	株式会社JALUX *使用不可	航空機用部品の購入	21	1	89
7	海外アビオテック株式会社	航空機用部品の購入	20	1	99.7
8	三洋商事	航空機用部品の購入	11	2	100
9	トーエイ株式会社	航空機用部品の購入	9	2	100
10	協栄マリンテクノロジー株式会社	航空機用部品の購入	8	1	100

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機購入	3,705	随意契約	99.9
2	EUROCOPTER SAS	航空機購入	2,814	随意契約	99.9
3	イオンインターナショナル株式会社(支払用)	航空機用部品の購入	63	随意契約	99.9
4	株式会社カナデン	航空機用部品の購入	29	随意契約	100
5	長野日本無線株式会社	航空機用部品の購入	20	随意契約	100
6					
7					
8					
9					
10					